

令和5年（2023年）12月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 令和5年12月5日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和5年12月5日（火）

出席議員

1番 脇 昭 博

3番 岡 村 哲 雄

5番 原 隆 伸

7番 奥 村 仁

9番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

2番 宮 地 忍

4番 大 西 瑞 香

6番 東 篤 布

8番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

欠席議員

なし

早退議員

6番 東 篤 布

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	長 井 裕 悟
企 画 課 長	上 村 毅	税務課副参事	石 倉 充 能
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	家 倉 義 光
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	中 井 克 佳
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	直 江 憲 樹
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	宮 原 優
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

3 番 岡 村 哲 雄	4 番 大 西 瑞 香
-------------	-------------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和5年12月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

また、玉津税務課長が所用で欠席のため、石倉税務課副参事を代理出席させることを許可いたします。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

また、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程、議事日程を朗読させていただきます。

令和5年12月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、12月5日、火曜日、9時30分、本会議。開会、議会役員改選、人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明、質疑、委員会付託。

第2日、12月6日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、12月7日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、12月8日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第5日、12月9日、土曜日、休会、休日。

第6日、12月10日、日曜日、休会、休日。

第7日、12月11日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、12月12日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第9日、12月13日、水曜日、休会。予備日。

第10日、12月14日、木曜日、休会。予備日。

第11日、12月15日、金曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和5年12月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年12月5日（火曜日）9時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	行政報告
第5	発議第5号 常任委員会委員の選任について
第6	発議第6号 議会運営委員会委員の選任について
第7	議案第40号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
第8	議案第41号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
第9	議案第42号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第10	議案第43号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例
第11	議案第44号 紀北町監査委員条例の一部を改正する条例
第12	議案第45号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第13	議案第46号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
第14	議案第47号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例
第15	議案第48号 紀北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
第16	議案第49号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例
第17	議案第50号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和4年度分）
第18	議案第51号 紀北町道の路線認定について
第19	議案第52号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第5号）
第20	議案第53号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
第21	議案第54号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第22	議案第55号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
第23	議案第56号 令和5年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

第24 報告第4号 専決処分の報告について

第25 報告第5号 専決処分の報告について

以上でございます。

入江康仁議長

それでは、これより日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

3番 岡村哲雄議員

4番 大西瑞香議員

のご両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2

入江康仁議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月5日から12月15日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月5日から12月15日までの11日間とすることに決

定いたしました。

日程第 3

入江康仁議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る11月27日に議会運営委員会が開催され、12月議会定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。本定例会に議会側から上程する案件は、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任の議案 2 件と、追加議案となりますが、3 件の組合等議会議員の選挙に係る議案の計 5 件を予定しております。

また、執行部から提出され、受理した案件は、人事案件 3 件、条例改正や補正予算等の一般議案が14件、報告案件が 2 件の計19件となっております。

なお、常任委員会委員等の選出につきましては、本日、全員協議会を開催し、選出いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。11月20日から24日までの提出期間内に、5 人の議員から通告書が提出されました。日程については、12日火曜日に 5 人ということで、1 日間で運営させていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査について、普通会計及び水道事業会計の令和 5 年度 8 月から 9 月分について、同条第 3 項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は、議員控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、一部事務組合等議会の開催であります。三重紀北消防組合議会は、12月21日木曜日、午前10時から、紀北広域連合議会は、同日、午後 1 時30分から、荷坂やすらぎ苑組合議会は、12月25日月曜日、午前10時から、東紀州環境施設組合議会が、1 月23日火曜日、午前10時から、開催の予定であります。組合等議会議員におきましては、ご出席くださるようお願い申し上げます。

次に、慶弔関係であります。元紀北町議会議員の中津畑正量氏が、町政の発展と公共の福祉の向上に、献身的に尽力されたことにより、令和 5 年秋の叙勲で、旭日双光章を受章さ

れましたので、ご報告を申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、中井教育長、加藤監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、報告をいたします。

最後に、常任委員会の開催についてであります。12月6日と7日の2日間で常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 行政報告について、尾上町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆様、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会に当たりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

2023年末・きいながしま港市の開催についてでございます。

昨年より通常開催いたしました「年末・きいながしま港市」を、本年も12月23日土曜日から30日土曜日までの8日間、紀伊長島港内特設会場におきまして、通常開催すると、実行委員会からご報告をいただきました。

昨年は4万9,000人と、大変多くの皆様にご来場いただいております、「年末・きいながしま港市」は、コロナ禍で落ち込んだ地域経済を回復させ、さらに発展させるための、大

変重要な起爆剤でございます。

本年も、魚類や干物類など多くの特産品や、七輪コーナーも準備いたしております。会場にて紀北町の味覚をご堪能していただけますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご来場をお待ちいたしております。

以上、1件をご報告いたしまして、本日の議会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

入江康仁議長

以上で行政報告を終わります。

入江康仁議長

それではここで、暫時休憩いたします。常任委員会委員等の選出のため、全員協議会を開催いたしますので、第1委員会室にお願いいたします。

(午前 9時 43分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 30分)

日程第5

入江康仁議長

日程第5 発議第5号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

日程第 6

入江康仁議長

次に、日程第 6 発議第 6 号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。
お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、各常任委員会並びに議会運営委員会の正副委員長の互選を行っていただきたいと思います。と思いますが、正副委員長がともにいませんので、委員会条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、私、議長が委員会を招集することにいたします。

なお、委員長が互選されましたら、委員長が招集する委員会に切り替えていただき、委員長において副委員長の互選を行っていただくようお願いいたします。

入江康仁議長

それではここで暫時休憩いたします。

（午前 10 時 32 分）

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 54分)

入江康仁議長

ただいま、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長が決定いたしましたので、ご報告いたします。

総務産業常任委員長に、大西瑞香議員、副委員長に岡村哲雄議員、教育民生常任委員長に樋口議員、副委員長に近澤議員、議会運営委員長に家崎仁行議員、副委員長に岡村哲雄議員、以上のとおりであります。

日程第7～日程第9

入江康仁議長

お諮りします。

日程第7 議案第40号から日程第9 議案第42号の3件については人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第7 議案第40号から日程第9 議案第42号の3件については委員会の付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

お諮りします。

人事案件3件については、提案者から提案理由の説明を求めるため一括議題といたしたい

と思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件３件については一括議題とすることに決定いたしました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは新たに常任委員会、議会運営委員会の委員に就任されました議員の皆様には、紀北町の発展に向けまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、まず、本議会定例会に上程をいたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第40号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。紀北町公平委員会委員の東長島510番地、中野秀典氏が本年12月9日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成27年12月から公平委員会委員としてご尽力をいただいております。

つきましては、同委員として人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する同氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第41号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。紀北町公平委員会委員の井上佐恵子氏がこのたび辞任されることに伴い、後任として島原2955番地1、村島佳子氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。井上佐恵子氏におかれましては、平成26年12月に公平委員会委員に就任され、同委員として長年にわたり多大なご尽力を賜ってきたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

後任の村島佳子氏におかれましても、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有することから適任であると判断したものでございます。

議案第42号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。紀北町教育委員会委員の矢口浦342番地、牧野由美氏が、本年12月9日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、令和元年12月から教育委員会委員としてご尽力をいただ

いております。

つきましては、同委員として人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

人事案件は以上3件であります。

ご審議のほどよろしく願いを申し上げます。

入江康仁議長

以上で提案理由の説明を終わります。

それでは、日程第7 議案第40号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第7 議案第40号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（全員起立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第8 議案第41号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第8 議案第41号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第9 議案第42号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第9 議案第42号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたします。

日程第10～日程第23

入江康仁議長

お諮りします。

日程第10 議案第43号から日程第23 議案第56号までの14件については提案理由並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第10から日程第23までの14件については一括議題とすることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由についてご説明を申し上げます。

議案第43号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例であります。施設名称の変更に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号 紀北町監査委員条例の一部を改正する条例であります。地方自治法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第45号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第46号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告に伴い、現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号 紀北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。地方自治法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例であります。水道法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和4年度分）であります。矢口漁港海岸保全施設整備事業について、事業の精算に伴い変更委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号 紀北町道の路線認定についてであります。一般国道422号の一部が移管されることに伴い、町道茂原下地線として認定する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第5号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億936万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億9,183万7,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,729万円を増額し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ18億8,170万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,149万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第55号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）であります、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ472万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,214万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号 令和5年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）であります、収益的収入につきましては、14万円を減額し、総額を3億9,657万1,000円に、収益的支出につきましては、684万6,000円を減額し、総額を3億8,301万円に、資本的収入につきましては、2万円を減額し、総額を1億6,814万7,000円に、資本的支出につきましては、1,085万2,000円を増額し、総額2億8,902万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、14件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。

何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で提案理由の説明を終わります。

続いて各議案の内容説明を求めます。

それでは、議案第43号から議案第46号までの4件についての内容説明を求めます。

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

議案第43号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第43号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例

紀北町公告式条例（平成17年紀北町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、施設名称の変更に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じた

ためであります。

8 ページをお願いいたします。

改正文で、本条例は、附則により公布の日から施行するとしています。

改正内容は新旧対照表で説明いたします。

9 ページをお願いいたします。

施設の名称が「赤羽公民館」から「赤羽会館」に改正されておりましたことから、別表中、
掲示場の名称を「赤羽公民館掲示場」から「赤羽会館掲示場」に改めるものです。

以上で議案第43号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第44号 紀北町監査委員条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案書の10ページをお願いいたします。

議案第44号 紀北町監査委員条例の一部を改正する条例

紀北町監査委員条例（平成17年紀北町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、地方自治法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

今回の改正につきましては、地方自治法の改正に伴い、条項が追加されたことにより、条
ずれが生じたためであります。

11ページをお願いいたします。

改正文で、本条例は、附則により令和6年4月1日から施行するとしています。

改正内容は新旧対照表で説明いたします。

12ページをお願いいたします。

第6条中「及び第243条の2の2第3項」を「並びに第243条の2の8第3項」に改めるも
のです。

以上で議案第44号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第45号 紀北町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説
明させていただきます。

議案書の13ページをお願いいたします。

議案第45号 紀北町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、人事院勧告に伴い、一般職の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

14ページをお願いいたします。

第1条では人事院勧告に準拠した改正文で、期末手当、勤勉手当と行政職給料表の改正であります。

18ページをお願いいたします。

第2条では期末手当と勤勉手当の改正であります。

本条例は、附則により公布の日から施行するとし、第2条は令和6年4月1日から施行するとしています。

第2項で第1条の規定の適用は、令和5年4月1日としています。

改正内容は新旧対照表で説明いたします。

19ページをお願いいたします。

第1条関係であります。

第25条第2項では職員の期末手当の支給率につきまして100分の120を6月は100分の120、12月は100分の125に、第3号では定年前再任用短時間勤務職員の支給率を100分の67.5を6月は100分の67.5、12月は100分の70としています。

第28条第2項第1号では職員の勤勉手当の支給率につきまして100分の100を6月は100分の100、12月は100分の105に、第3号では定年前再任用短時間勤務職員の支給率を100分の47.5を6月は100分の47.5、12月は100分の50としています。

21ページをお願いいたします。

21ページから24ページが改正後の行政職給料表で、25ページから28ページが改正前の行政職給料表であります。

29ページをお願いいたします。

第2条関係であります。

第25条の期末手当は、第1条で改正しました職員の6月と12月の支給率を6月、12月ともに100分の122.5に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の68.75に改正するものです。

第28条の勤勉手当は、第1条で改正しました職員の6月と12月の支給率を6月、12月ともに100分の102.5に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の48.75に改正するものです。

以上で議案第45号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第46号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案書の30ページをお願いいたします。

議案第46号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年紀北町条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、人事院勧告に伴い、現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

31ページをお願いいたします。

人事院勧告に準拠した現業職給料表の改正であります。

35ページをお願いいたします。

本条例は、附則により公布の日から施行するとし、令和5年4月1日から適用するとしています。

改正内容は新旧対照表で説明いたします。

37ページをお願いいたします。

37ページから40ページが改正後の現業職給料表で、41ページから44ページが改正前の現業職給料表であります。

以上で議案第46号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

すみません。議案書の7ページをお願いいたします。

ごめんなさい。

紀北町公告式条例（平成17年紀北町条例第3号）の一部を「次のように改正する」と記載

してございますが、正しくは一部を「別紙のとおり改正する」が正しい文言でございます。

こちら、訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

入江康仁議長

次に、議案第47号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

議案第47号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書45ページをご覧ください。

議案第47号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

46ページをお願いします。

46ページから50ページは、改正文でございます。

改正文の第1条は国民健康保険被保険者の保険料のうち、対象となる出産被保険者の産前産後の期間、所得割と均等割を減額するための改正であります。

49ページをお願いします。

改正文第2条は、第1条で改正します「出産被保険者の保険料の減額」の施行が令和6年1月1日であることから、賦課限度額につきまして、本年6月定例会でご可決いただきました、令和6年度からの賦課限度額と合わせ、施行日を令和6年4月1日として改正するものであります。

51ページをお願いします。

こちらの新旧対照表にて説明させていただきます。

左側が改正条文となります。

目次第6章、下線部分の40条の2から40条の3に改めるのは出産被保険者に関する届出についての条の追加による改正でございます。

続きまして、第13条の下線部分、第34条の4の追加につきましては、出産被保険者の保険料の減額についての条の追加でございます。

52ページをお願いします。

2行目第72条の3の3第1項の追加につきましては、一般会計から国民健康保険会計への繰入れに対しての条項の追加でございます。

続きまして、第15条の下線部分（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の追加につきましては、地方税法の改正によるものでございます。

下から7行目の下線部分につきましては、右側の旧条例の附則第35条の2の6第11項もしくは第15項を削除するものでありますが、地方税法の改正によるものでございます。

53ページをお願いします。

第22条の2の下線部分、第34条の4の追加につきましては、出産被保険者の保険料の減額についての条の追加でございます。

54ページをお願いします。

3行目、第72条の3の3第1項の追加につきましては、一般会計から国民健康保険会計への繰入れに対しての条項の追加でございます。

続きまして、第23条、下線部分の第34条の4の追加につきましては、出産被保険者の保険料の減額についての条の追加でございます。

同じく第23条第2号、下線部分第72条の3の3第1項の追加につきましては、一般会計から国民健康保険会計への繰入れに対しての条項の追加でございます。

続きまして、54ページから56ページにかけての第31条の第1項及び第2項の改正につきましては、文言の訂正及び保険料賦課期日の基準日等を追記したものでございます。

56ページをお願いします。

第34条は保険料の減額についての改正でございますが、下線部分につきましては、地方税法の改正によるものでございます。

57ページをお願いします。

第34条の3第1項及び第4項の下線部分についてはそれぞれ保険料額を保険料率に変える文言の改正でございます。

58ページ、59ページをお願いします。こちらは出産被保険者の保険料の減額についての条項の追加になります。

内容としましては、保険料減額の期間及び保険料のうち「所得割」「均等割」の減額についてになります。

保険料減額の期間は胎児が1人の単胎妊娠の場合、出産予定月の前月から4か月間となります。また、双子以上の多胎妊娠の場合、出産予定月の3か月前から6か月間となります。

保険料の所得割、均等割につきましては、それぞれの額を12で割り1か月分の額を算出します。そこに単胎出産なら4か月分を掛けた額が減額されることとなります。

60ページをお願いします。

こちらは出産被保険者に関する届出についての条項の追加となります。

内容としましては、届出書への住所、氏名、出産予定日等について記載方法などが記されております。

届出書の提出方法につきましては、母子手帳発行時等に提出してもらうことを検討しております。

61ページをお願いします。

こちらは第2条分になりますが、国民健康保険料の賦課限度額の見直しで後期高齢者支援金等賦課額の限度額を20万円から22万円に改正するものでございます。

49ページの改正文にお戻りください。

附則第1項のとおり、令和6年1月1日から施行するもので、改正文第2条の規定及び附則第3項の規定は同年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項、第3項については、経過措置を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

入江康仁議長

次に、議案第48号及び議案第49号についての内容説明を求めます。

家倉水道課長。

家倉義光水道課長

それでは、議案第48号 紀北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書の62ページをお願いいたします。

議案第48号 紀北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町水道事業の設置等に関する条例（平成17年紀北町条例第175号）の一部を別紙のと

おり改正する。

令和5年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地方自治法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

今回の主な改正につきましては、地方自治法の改正に伴い、条項が追加されたことによる、条ずれに対応するものでございます。

63ページをお願いいたします。

このページでは改正文と附則でございます。

附則でございますが、施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行することと規定しております。

64ページをお願いいたします。

改正内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。

「左側が新」で「右側が旧」となっており、下線部分をご覧ください。

第5条中の地方自治法「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

以上で、議案第48号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

引き続きまして、議案第49号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書の65ページをお願いいたします。

議案第49号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例

紀北町水道事業給水条例（平成17年紀北町条例第178号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

水道法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

今回の主な改正につきましては、水道の整備と管理に係る権限が、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることによる、省令名の改正でございます。

66ページをお願いいたします。

このページは改正文と附則でございます。

附則でございますが、施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行することと規定しております。

67ページをお願いいたします。

改正内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。

「左側が新」で「右側が旧」となっており、下線部分をご覧ください。

第5条第1項及び第35条第2項ただし書中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものでございます。

以上で、議案第49号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第50号についての内容説明を求めます。

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

議案第50号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和4年度分）について、ご説明させていただきます。

議案書の68ページをお願いいたします。

議案第50号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和4年度分）

次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 矢口漁港海岸保全施設整備事業(令和4年度分)
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 (変更前) 1億6,480万円
(変更後) 1億5,027万1,500円
- 4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 一見勝之

令和5年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

矢口漁港海岸保全施設整備事業について、事業の精算に伴い変更委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

今回提案の変更委託事業契約につきましては、令和4年度分の矢口漁港海岸保全施設整備事業の予算を令和5年度に繰り越しし、令和5年度に工事を実施しました事業について、事業の精算に伴い、事業費及び事務費に不用額が生じたため、三重県との委託契約を1,452万8,500円減額して変更契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、資料のご説明をさせていただきます。

議案書69ページの資料1をお願いいたします。

資料1は、令和4年度分の矢口漁港海岸保全施設整備事業の契約額、事務費を除く事業費の概要、施行期間でございます。

上の表は、令和4年度分における矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県に委託する契約額の内訳でございます。

変更前の契約額につきましては、事業費は1億6,000万円、事務費は480万円、計では1億6,480万円でございます。

変更後の契約額につきましては、事業費は1億4,589万5,500円、事務費は437万6,000円、合計では1億5,027万1,500円となり、事業費では1,410万4,500円の減額、事務費では42万4,000円の減額、合計では1,452万8,500円の減額でございます。

続きまして下の表は、令和4年度分における矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県に委託する契約額から事務費を除いた事業費概要の内訳でございます。

令和4年度分の矢口漁港海岸につきましては、交付金事業と町単独事業の2つの事業で実施しております。

交付金とありますものは、農山漁村地域整備交付金を活用して実施するもので、交付金事業のことで、工事内容は堤防工一式5,000万円と、陸閘工一式3,000万円ございまして、金額の変更はございません。

次に、町単とありますものは、合併特例事業債を活用して実施するもので、町単独事業のことで、工事内容の堤防工一式につきましては、工事の精算により、変更前8,000万円、変更後6,589万5,500円となり、1,410万4,500円の減額でございます。

県への委託分の計といたしましては、変更前金額は1億6,000万円、変更後金額は1億

4,589万5,500円となり、1,410万4,500円の減額でございます。

次に、施行期間であります。

施行期間につきましては、令和4年6月17日から令和6年3月31日までで、変更はございません。

続きまして議案書70ページの資料2をお願いいたします。

資料2は、矢口漁港海岸の全体平面図でございます。

令和3年度以前の施行部分は黄色、令和4年度の施行部分は赤色、令和5年度以降の施行部分は緑色で表示しております。

矢口漁港につきましては、交付金事業で施工しますA区間と、町単独事業で施工しますB区間に、大きく分けて事業を実施しております。

事業の精算に伴い変更となった部分については、変更前を括弧書きで表示しております。

交付金事業で施工しますA区間の中の②の令和4年度分堤防工につきましては、変更はございません。③の令和4年度分堤防基礎工につきましては、変更前は25m、変更後は23mの施工となります。④の令和4年度陸開工につきましては、変更はございません。

次に、町単独事業で施工しますB区間の中の①令和4年度分堤防工につきましては、変更はございません。

議案第50号についての説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

入江康仁議長

次に、議案第51号についての内容説明を求めます。

井土建設課長。

井土誠建設課長

それでは、議案第51号 紀北町道の路線認定について、ご説明いたします。

議案書の71ページをご覧ください。

議案第51号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

記

認定する路線

1. 路線名 町道茂原下地線

2. 道路の区域

起 点 紀北町島原字平谷3751番1地先

終 点 紀北町島原字小砂尻4672番地先

令和5年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

一般国道422号の一部が移管されることに伴い、町道として認定する必要があるためでございます。

72ページの位置図をご覧ください。

路線名は、「町道茂原下地線」でございます。

位置図では、赤色で表示した路線が今回認定する路線で、左側下の茂原地区を起点とし、中央部の下地地区を終点とした延長1,460.9mの区間を認定するものでございます。

また、黒色の破線は、一般国道422号のバイパス計画の位置を示しております。

今回の路線認定につきましては、バイパスに当たります島原地区茂原から下地区間の一般国道422号（下地工区）道路改良工事を、三重県が実施するに当たり、三重県では原則としてバイパス工事区間の現道区間を町道として認定されてから、バイパス工事に着手することとしているため、本路線を認定しようとするものでございます。

今回の認定により「町道茂原下地線」として、延長が1,460.9m、道路幅員が7.3mから45.5mとなるものでございます。幅員が45.5mと広い部分は、道路から上の山側のり面部分も道路の敷地の幅員として管理区域に含むことによるものでございます。

以上で議案第51号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

それではここで、昼食のため暫時休憩いたします。

(午前 11時 46分)

入江康仁議長

時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

入江康仁議長

ここで議案第43号について、町長から訂正の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

上程させていただきました議案第43号に誤りがございましたので、先ほど訂正の申し出をさせていただきましたので、訂正の内容についてご説明をさせていただきます。

訂正につきましては、議案第43号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例でございます。お配りいたしました正誤表をご覧ください。

議案書7ページの上程文におきまして、「別紙のとおり」と記載するところ、「次のように」と誤って記載しておりましたので、訂正をお願いいたします。

今回の誤りにつきましては、議案書作成時の確認不足により発生した誤りでございます。今後、このようなことがないよう必要な注意喚起と確認作業の徹底をしてまいります。

どうも申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

ただいまの町長からの申し出のとおり、訂正を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議がないようですので、訂正を許可することといたします。

それでは次に、議事に入ります。

議案第52号についての内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第52号 令和5年度紀北町一般会計補正予算(第5号)の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度紀北町一般会計補正予算(第5号)

令和5年度紀北町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億936万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億9,183万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは5ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費補正でございます。

追加として、農林水産業費の林道・治山関係事業2,185万9,000円、町有林造成事業1,471万7,000円、海岸保全施設整備事業1億3,132万5,000円を、それぞれ令和6年度に繰越ししようとするものでございます。

6ページをご覧ください。

第3表 債務負担行為補正であります、海岸保全施設整備事業(R5)、限度額3,090万円を追加しようとするものでございます。

7ページをご覧ください。

第4表 地方債補正であります、変更として、過疎対策事業を3億8,570万円から3億5,620万円に、合併特例事業を5,000万円から8,660万円に、緊急自然災害防止対策事業を5億6,090万円から6億590万円に、臨時財政対策債を5,800万円から2,906万1,000円に、それぞれ限度額を変更するものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、説明させていただきますが、今回の補正の主な内容は、人件費の精査によるもの、事業の精算に伴うもの、台風第7号の強風被害により修繕が必要となったもの、海岸保全施設整備事業の増額等でございます。

それでは、歳入予算から説明させていただきますので、10ページをご覧ください。

第9款・地方特例交付金、第2項、第1目ともに新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金116万4,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行った中小事業者に係る固定資産税軽減措置に伴うものでございます。

第10款、第1項、第1目ともに地方交付税1億4,191万5,000円の増額は、普通交付税の交付額の決定によるもので、主な増額の要因は、臨時財政対策債の減額に伴うものでございます。

11ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金80万円の増額は、障害者介護・訓練等給付事業に係る障害者自立支援給付費負担金の増額によるものでございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金594万6,000円の増額は、総合住民情報システム運営事業に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金(住民係分)の増額によるものでございます。

第15款・県支出金、第3項・委託金、第4目・農林水産業費委託金11万6,000円の増額は、海岸環境整備事業に係る海岸維持修繕事業委託金の増額によるものでございます。

12ページをご覧ください。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金1,543万1,000円の増額は、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

なお、今回の補正によりまして、財政調整基金年度末現在高見込額は13億488万2,000円となります。

第2目・減債基金繰入金1億円の減額は、普通交付税の増額補正に伴い繰入金の一部を減債基金に戻し入れるものでございます。

第20款・諸収入、第5項、第6目ともに雑入2,083万円の増額は、紀北広域連合負担金の前年度精算金2,018万7,000円と、認知症施策推進事業に係る精算金64万3,000円を計上するものでございます。

13ページをご覧ください。

第21款及び第1項ともに町債、第1目・総務債50万円の増額は、がん検診事業に係る過疎地域持続的発展特別事業債の増、第4目・農林水産業債5,160万円の増額は、農地防災事業に係る県単排水施設整備事業債1,500万円と海岸保全施設整備事業に係る海岸保全施設整備事業債3,660万円の増、第10目・臨時財政対策債2,893万9,000円の減額は、発行可能額の決

定によるものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

14ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は41万5,000円を増額するものでありますが、人事異動や共済組合負担率の確定などによる職員人件費の精査によるものでございます。

なお、今回の職員人件費の補正による増減内容につきましては、ほかの科目におきまして、人事異動による組替えや共済組合負担率の確定などによる職員人件費の精査と、会計年度任用職員につきましては人事異動などによる精査でございますので、詳細は最後に給与費明細書で説明させていただきます。

15ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は3,516万4,000円を増額するものでありますが、特別職及び職員、会計年度任用職員の人件費の精査によるものと、総合住民情報システム運営事業186万8,000円の増額は、戸籍法の一部改正により、戸籍の氏名に振り仮名を記載するようコンビニ交付システムを改修する等に伴うものでございます。

16ページをご覧ください。

第2目・文書広報費は73万4,000円を増額するものでありますが、旧志子小学校の雨漏り修理に伴うものでございます。

第5目・財産管理費は17万6,000円を増額するものでありますが、地区集会所管理事業は、台風第7号による呼崎集会所外壁修理に伴うものでございます。

第12目・諸費は120万円を増額するものでありますが、町税過誤納付による歳出還付金に不足が生じると見込まれることによるものでございます。

18ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は291万9,000円を増額するものでありますが、職員及び会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

19ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は485万9,000円を増額するものでありますが、職員及び会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

20ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は20万5,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

21ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は103万9,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるもののほか、国民健康保険事業特別会計繰出金142万2,000円の増額は、職員人件費の精査に伴う繰出金の増額、民生共通事務事業26万9,000円の増額は、台風第7号による長浜児童公園フェンス修理と当公園への倒木撤去に伴うものでございます。

紀北広域連合運営事業5万1,000円の減額は、障害者支援事業特別会計負担金の減額などによるものでございます。

第3目・身体障害者福祉費は160万2,000円を増額するものでありますが、障害者介護・訓練等給付事業は、令和6年度制度改正等に伴って必要となる障害者自立支援給付審査支払システムの改修が必要となったためでございます。

第4目・国民年金事務費は59万8,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

23ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は817万円を増額するものでありますが、地域支援事業（介護予防）292万6,000円と地域支援事業（任意事業）173万7,000円の増額は、前年度事業の精算に伴う返還金でございます。

後期高齢者医療特別会計繰出金4万7,000円の減額は、人件費の精査によるものでございます。

認知症施策推進事業64万3,000円と地域支援事業（生活支援体制整備事業）291万1,000円の増額は、前年度事業の精算に伴う返還金でございます。

第2目・養護老人ホーム費は148万5,000円を減額するものでありますが、職員人件費及び会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

25ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は9万円を増額するものでありますが、子ども家庭総合支援拠点運営事業は、前年度事業の精算に伴う返還金でございます。

第3目・児童措置費は14万7,000円を増額するものでありますが、児童手当等支給事業も、前年度事業の精算に伴う返還金でございます。

26ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は1,634万9,000円を減額

するものでありますが、地域保健関係・環境管理関係の職員及び会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・予防費は、がん検診事業に係る過疎地域持続的発展特別事業債の増額補正に伴う財源更正でございます。

27ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は445万3,000円を減額するものでありますが、職員及び会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

28ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は16万円を減額するものでありますが、職員人件費の精査に伴う繰出金の減額でございます。

29ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は21万7,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・農業総務費は209万7,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査による減額と、農業用施設管理事業284万2,000円を増額は、台風第7号による農村婦人の家・古里自然休養村管理センターの外壁や屋根等の修理に伴うものでございます。

第5目・農地費は1,996万7,000円を増額するものでありますが、海岸環境整備事業35万4,000円を増額は、台風第7号による和具海岸・比幾海岸・黒浜海岸の砂浜整地及び漂着した流木処理と、和具の浜海水浴場管理棟の雨樋修理に伴うもの、一般土地改良事業461万3,000円を増額は、台風第7号による頭首工・揚水機場の土砂撤去及び宮谷池に係る県営ため池等整備事業負担金の増額に伴うもの、農地防災事業1,500万円の増額は、中里排水機場に係る県単排水施設整備事業負担金の増額に伴うものでございます。

30ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は797万6,000円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第4目・町有林造成費は6万2,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

31ページをご覧下さい。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は111万円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものと、島勝漁村センター管理事業は、台風第7号による島勝漁村セン

ター入り口の窓ガラス修理に伴うものでございます。

第3目・漁港管理費は4,017万1,000円を増額するものでありますが、漁港管理事業154万6,000円の増額は、台風第7号による島勝漁港・海野浦漁港・三浦漁港に漂着した流木処理に伴うもの、海岸保全施設整備事業3,862万5,000円の増額は、矢口漁港海岸施設である堤防等の老朽化に伴うものでございます。

32ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は70万5,000円を増額するものでありますが、職員及び会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・商工業振興費は57万9,000円を増額するものでありますが、ふれあい広場マンドロ管理事業は、台風第7号によるふれあい広場マンドロ屋根等の修理に伴うものでございます。

33ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は160万1,000円を増額するものでありますが、職員及び会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

34ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は425万2,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

35ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は21万6,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

36ページをご覧ください。

第8款、第1項ともに消防費、第1目・常備消防費は342万4,000円を増額するものでありますが、三重紀北消防組合負担金は、職員人件費の精査等によるものでございます。

第3目・消防施設費は30万2,000円を増額するものでありますが、消防団詰所等建物管理事業は、台風第7号による三浦消防団詰所のシャッター等の修理に伴うものでございます。

第4目・水防費は55万円を増額するものでありますが、河川海岸水防対策事業は、加田排水ポンプの劣化に伴う取替工事費増額に伴うものでございます。

第5目・災害対策費は365万円を増額するものでありますが、災害対策事業339万3,000円は、台風第7号警戒のための時間外勤務手当増額によるもの、地震・津波災害避難路等整備事業25万7,000円は、台風第7号による相賀地区避難路の倒木処分に伴うものでございます。

37ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は181万4,000円を増額するものですが、特別職及び職員、会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

38ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は165万6,000円を増額するものでありますが、会計年度任用職員人件費の精査によるものと、中学校校舎等施設営繕事業162万8,000円は、台風第7号による潮南中学校プール屋根等の修理に伴うものでございます。

39ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は487万円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

40ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は673万8,000円を増額するものでありますが、職員及び会計年度任用職員人件費は、精査によるものでございます。

第4目・文化財調査費は53万6,000円を増額するものでありますが、文化財保護事業は、町指定文化財の海山地区白浦「大白神社樹叢」内の大木が台風第7号の強風により倒れ神殿等に被害が発生したことに対し、倒れた木の伐採及び撤去費用の半額を補助するものでございます。

41ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第2目・給食施設費は46万7,000円を増額するものでありますが、職員人件費は、精査によるものでございます。

42ページをご覧ください。

第11款及び第1項ともに公債費、第1目・元金は20万円を増額するものでありますが、長期債借入金償還金の利率見直しに伴う元金償還額の増額によるものでございます。

第2目・利子は297万6,000円を減額するものでありますが、長期債借入金の利率見直し及び前年度の起債借入額の決定によるものでございます。

43ページは債務負担行為に関する調書でございます。

44ページからは、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、45ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は120億1,406万4,000円であり、当該年度中の起債見込額は、今回の補正分2,316万1,000円の増額により12億1,566万1,000円となり、当該年度中の元金償還見込額に

については、今回の20万円の増額により、14億247万4,000円となることから、当該年度末現在高見込額は118億2,725万1,000円となる見込みでございます。

46ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、1の特別職につきましては、長等で共済費16万2,000円を増額し、補正後の総額としましては、1億3,679万5,000円となります。

47ページをご覧ください。

2、一般職の総括表になりますが、内訳につきましては職員分から説明させていただきますので、48ページをご覧ください。

給料572万5,000円、職員手当1,404万円の増額、共済費895万8,000円の増額により、合計は2,872万3,000円の増額となり、補正後の総額としましては12億4,455万5,000円となります。

次に会計年度任用職員分でございますが、49ページをご覧ください。

報酬355万5,000円、職員手当104万2,000円の減額、共済費105万7,000円の増額により、合計は354万円の減額となり、補正後の総額としましては5億3,400万6,000円となります。

戻りますが、47ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は2,518万3,000円を増額し、17億7,856万1,000円となります。

50ページをご覧ください。

増減額の明細であります。給料572万5,000円の増額は、給与改定による増額と人事異動等による減額によるものでございます。

職員手当1,299万8,000円の増額は、給与改定による増額と人事異動等による減額及び災害対策等による増額でございます。

51ページ以降につきましては、給料及び職員手当の状況等について記載したものでございます。

以上で、議案第52号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第53号及び議案第54号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

それでは議案第53号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,729万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,170万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので6ページをご覧ください。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目・保険給付費等交付金2億1,586万8,000円の増額分は保険給付費の増額に対する、三重県からの普通交付金となります。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金142万2,000円の増額分は、人事異動による組替えや共済組合負担率の確定に伴う、職員4名分の職員人件費の精査でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費142万2,000円の増額は、人事異動による組替えや共済組合負担率の確定に伴う、職員4名分の職員人件費の精査でございます。

8ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費1億9,909万7,000円の増額と第3目・一般被保険者療養費314万8,000円の増額は医療費の見込みに伴うものでございます。

9ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第2項・高額療養費、第1目・一般被保険者高額療養費1,362万3,000円の増額は高額療養費の見込みに伴うものでございます。

11ページをご覧ください。

第8款・諸支出金、第2項・国県支出金返納金、第2目・県支出金返納金6万5,000円の増額につきましては、国、県からの補助金であります、国民健康保険基盤安定負担金等につきまして、交付された補助金額の修正が発生したことに伴う返還金でございます。

10ページにお戻りください。第6款、第1項ともに基金積立金、第1目・財政調整基金積立金6万5,000円の減額につきましては11ページで説明させていただきました国県支出金返納金6万5,000円の支払いに費やす財源でございます。

以上で、議案第53号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第54号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,149万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、歳入歳出いずれも、人事異動による組替えや共済組合負担率の確定に伴う、職員1名分の職員人件費の精査でございます。

以上で、議案第54号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第55号についての内容説明を求めます。

東老人ホーム赤羽寮長。

東雅人老人ホーム赤羽寮長

議案第55号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ472万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,214万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、説明させていただきます。

それでは、歳入の6ページのほうをお願いいたします。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第2目・施設介護サービス費収入は、472万1,000円を減額し、1億6,512万7,000円とするものでございます。施設の利用実績及び今後の見込みによる減額でございます。

次に、歳出予算について説明させていただきます。

7ページのほうをお願いします。

第1款総務費・第1項施設管理費・第1目一般管理費は、472万1,000円を減額し1億7,058万2,000円とするものであります。職員の人事異動などによる給料、職員手当等などの職員人件費の191万4,000円の増額と会計年度任用職員人件費の663万5,000円の減額によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第56号についての内容説明を求めます。

家倉水道課長。

家倉義光水道課長

それでは、議案第56号 令和5年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度紀北町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款・水道事業収益の既決予定額3億9,671万1,000円から、補正予定額14万円を減額し、計を3億9,657万1,000円に、第2項・営業外収益の既決予定額6,496万6,000円から、補正予定額14万円を減額し、計を6,482万6,000円に補正するものでございます。

次に、支出でございますが、第1款・水道事業費用の既決予定額3億8,985万6,000円から、補正予定額684万6,000円を減額し、計を3億8,301万円に、第1項・営業費用の既決予定額3億5,839万6,000円から、補正予定額684万6,000円を減額し、計を3億5,155万円に補正するものでございます。

続きまして、（資本的収入及び支出）でございますが、第3条 予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,087万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額901万2,000円、過年度分損益勘定留保資金164万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,022万円で補てんするものとする）に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款・資本的収入の既決予定額1億6,816万7,000円から、補正予定額2万円を減額し、計を1億6,814万7,000円に、第2項・補助金の既決予定額4,167万5,000円から、補正予定額2万円を減額し、計を4,165万5,000円に補正するものでござい

ます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

支出でございますが、第1款・資本的支出の既決予定額2億7,817万4,000円に、補正予定額1,085万2,000円を増額し、計を2億8,902万6,000円に、第1項・建設改良費の既決予定額1億6,552万5,000円に、補正予定額1,085万2,000円を増額し、計を1億7,637万7,000円に補正するものでございます。

続きまして、（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）でございますが、第4条 予算第8条中（1）職員給与費「6,678万3,000円」を「5,973万9,000円」に改める。

続きまして、（他会計からの補助金）でございますが、第5条 予算第9条に定めた他会計からの補助金を、次のとおり補正する。

一般会計からの補助金の既決予定額4,656万2,000円から、補正予定額16万円を減額し、計を4,640万2,000円に補正するものでございます。

令和5年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきましては、実施計画説明書に基づき、収益的収入からご説明させていただきます。

21ページをお願いいたします。

第1款・水道事業収益、第2項・営業外収益、第2目・補助金は、14万円を減額し、474万7,000円とするものでございます。

内容といたしましては、児童手当に係る一般会計からの補助金14万円の減額によるものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、第1款・水道事業費用、第1項・営業費用、第1目・原水及び浄水費は、145万7,000円を増額し、6,956万1,000円とするものでございます。

内容といたしましては、名倉加圧ポンプ場施設の発電機の故障に伴う修繕費145万7,000円の増額によるものでございます。

第3目・総係費は、830万3,000円を減額し、8,307万8,000円とするものでございます。

内容といたしまして、人事異動などによる職員人件費830万3,000円の減額によるものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

資本的収入でございますが、第1款・資本的収入、第2項、第1目ともに補助金は、2万円を減額し、4,165万5,000円とするものでございます。

内容といたしましては、児童手当に係る一般会計からの補助金2万円の減額によるものでございます。

次に、資本的支出でございますが、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第1目・上水道改良費は、1,085万2,000円を増額し、1億5,424万4,000円とするものでございます。

内容といたしましては、中里地区の往古橋に架かる配水管の布設替工事に伴う設計業務委託及び仮設工事費1,027万円と人事異動などによる職員人件費58万2,000円を増額によるものでございます。

以上で、議案第56号 令和5年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で、議案の内容説明を終わります。

これから各議案の質疑に入りますが、質疑の回数は会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について3回以内となっております。

なお、委員会での審査は十分にできますので、申合せ事項にありますとおり、自分が所属する委員会に付託される案件についての質疑は委員会で行っていただきますよう、議事運営にご配慮をお願いしたいと思います。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

日程第10

入江康仁議長

まず、日程第10 議案第43号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第44号 紀北町監査委員条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 議案第45号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方ありませんか。

11番、近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案45号ですね、提案理由の中にも人事院勧告に伴い一般職員の給与を見直すとありますが、今、物価高で大変な中で、人事院勧告が民間の給与アップにも影響するということですが、今回今年度の人事院勧告、給料報酬の部分と、いわゆる手当の部分があったんですけれども、職員何人分で、具体的に平均でよろしいので、どれぐらい増額したのか、また、定年

前再任用の方の説明もありましたが、これも詳しい説明をお願いしたいと思います。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

それでは、まず人事院勧告の主な内容から説明をさせていただきます。

今回の人事院勧告につきましては、令和5年8月7日に勧告がなされました。内容につきましては民間格差に基づき月例給を3,869円、一時金を0.1%引き上げる内容となっております。

紀北町の該当する職員なんですが、行政職につきましては164名、現業職につきましては37名となっております。平均につきましては、期末手当と勤勉手当の合計でしか、今、資料としては持っていないんですが、期末勤勉手当の平均といたしまして、職員1人当たり4万3,400円の増額となっております。

あと、短時間勤務の再任用職員につきましては、すみません、少々お待ちください。

11番 近澤チヅル議員

会計年度職員は聞いてないです。

水谷法夫総務課長

短時間。

11番 近澤チヅル議員

定年前。

水谷法夫総務課長

再任用職員。

少々お待ちください。

定年前再任用職員につきましては、月額で1,000円の増額となっております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

物価高に見合うような、人事院勧告ではないんですけれども、アップされたということで、そして、今お答えいただいたんですけれども、会計年度任用職員につきましても、国のほうで非正規のそういう方に対しての手当を重くするという方針が昨年あたりから取られており

ますが、具体的に正規職員はこの4月から給料に対しても、今回で精査されますが、会計年度職員は今までどおり1年遅れるのかどうか、具体的に手当についても伺いいたします。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

会計年度職員につきましては、これまでも回答のほうはさせていただいておりますが、任用時におきまして、勤務条件などを提示しておりますので、年度途中の取扱いの変更はなじまないこと、また年度で1年間という期間で採用させていただいておりますような理由のほうから、会計年度職員につきましては、年度途中ではなく翌年度から適用させていただくこととしておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

紀北町では、国は少しでも差をなくすために、よくしようというところですが、あまりなじまないという言葉をおっしゃられましたが、そこら辺の考慮も必要ではないかと思いますが、一般質問のほうでまた詳しくさせていただきます。

そして、3回目ですので、一応、人事院勧告に伴い、職員の給与に関する条例を改正すると、他の市町では、三役の方の条例も改正されることがほとんどだと思いますけれども、当町におきましては、ここ数年来、三役の方の条例の改正はございません。

職員は毎年少しずつですが、物価の高騰とかそういうものには足りないですけど上がっておりますが、三役の方、何年間停止されておられるのか、この少しの金額ですけれども、合計するとどれくらい皆さんが止まったままでおられるのか、伺いいたします。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

特別職の期末手当のことだと思いますが、特別職の期末手当につきましては、平成22年度に人事院勧告によりまして期末勤勉手当の率が月数が3.9%に引き下げられまして、その時点におきまして、特別職も期末手当を3.95月とさせていただいております。

それ以降の引上げ、職員は引上げはあるんですが、特別職の引上げのほうは、このまま平

成22年度以降、3.95のままとなっております。

以上でございます。

入江康仁議長

いいですね。

ほかに質疑される方ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第13

入江康仁議長

次に、日程第13 議案第46号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第14

入江康仁議長

次に、日程第14 議案第47号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方ありませんか。

4番、大西瑞香議員。

4 番 大西瑞香議員

産前産後の10万円の給付の関係で、妊娠時の時に面談等があると思うんですけれども、この国民健康保険の減税の点で、面談の時に情報提供されるのか、その情報提供についてお聞きします。

入江康仁議長

世古住民課長。

世古基樹住民課長

大西議員の質疑にお答えします。

免除対象者の把握につきましては、福祉保健課から母子手帳が発行されるはずなんですけど、その時に連携を行いまして、届出書を書く必要があるので、住民課のほうにお越しいただくように伝えてもらうようにしてもらいます。

以上でございます。

入江康仁議長

大西瑞香議員。

4 番 大西瑞香議員

私、減税と言いますけれども、減額されるわけです。どうしてこの質問をしたかと言いますと、遅れて出産時のときに届出をした場合、産前、お一人の出産の場合、1か月前から遡って4か月ということになると思いますので、その産前の前の1か月間が減額をされないということになりますので、多分そうなると思うんですけれども、その点の確認も含めてお聞きしたんですが、ちょっとその点について再度お願いしたいと思います。

以上です。

入江康仁議長

世古住民課長。

世古基樹住民課長

産前産後、産前が1か月、産後が3か月の予定でございますが、こちらについては、情報がうちのほうに届かなかった場合でございますが、もちろんこの出産の予定日というのは決まっていますので、そちらのほうに遡ってはさせていただきます。

ただし、漏れのないようにはしていきます。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第15

入江康仁議長

次に、日程第15 議案第48号 紀北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第16

入江康仁議長

次に、日程第16 議案第49号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第17

入江康仁議長

次に、日程第17 議案第50号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和4年度分）を議題といたします。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第18

入江康仁議長

次に、日程第18 議案第51号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第19

入江康仁議長

次に、日程第19 議案第52号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

29ページ、一番下の農地防災事業1,500万円の増額で、中里の事業という説明がありましたが、詳しい説明をお願いしたいと思います。

そして、31ページ、これも下段の海岸保全施設整備事業、町単でやっている部分なんですけれども、堤防の老朽化に伴い増額という説明がありましたが、多分矢口のそういう部分だと、違うかもしれませんが、堤防の老朽化というお話でしたので、詳しく、どういうことなのか、12月議会の補正ということでお伺いしたいと思います。

あともう1点、42ページ、利率が見直されて、長期債償還利子及び一時借入金利子、マイナスの2,976、これ決定によるというものでしたが、歳入のところでも臨時財政のところがあったんですけど、関連していると思いますが、詳しい説明をお願いしたいと思います。

そして、もう全般的に、あちこちに台風7号による修理という予算がたくさんついておりましたが、今回、7号は8月15日だったと記憶しているんですけども、今回の補正予算成立後の支払いではないと思いますので、ほかの既存の予算で行って、だとは思いますが、どこかの課でもよろしいですし、全般的なことだと思いますので、詳しい正確な情報をお願いしたいと思います。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

それでは、まず最初に、ページ数が29ページをお願いいたします。

農地防災事業1,500万円の増額につきましては、県営事業で補修・更新工事を実施いたします中里排水機場の県単排水施設の整備事業に伴う本町の事業負担金1,500万円でありまして、これは補修・更新に1億円かかりますので、その15%となっております。

中里の排水機場につきましては、昭和49年の3月に設置をされておりまして、かなり老朽化もしておりまして、もしも壊れたりとかすれば機械の部品等もないような状態になっておりますので、県からの打診もあり、今回、修繕を県営で行うことになりました。

続きまして、31ページの海岸保全施設整備事業ですけれども、海岸保全整備事業の3,862万5,000円の増額につきましては、矢口漁港の高潮対策に係る事業を三重県に委託し施行しておりますが、このうち合併特例事業債を活用しております町単独事業箇所におきまして、仮

設道路の撤去を今年度事業分に追加をして施行して事業の進捗を図りたいと考えておりますので、事業委託料を3,862万5,000円増額しております。

以上でございます。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

42ページの長期債償還元金と長期債償還利子及び一時借入金利子のご質問ですが、こちらの大きな増減理由としましては、平成24年に借入れました臨時財政対策債の利率が0.6%から0.4%に下がったということが大きな原因です。

臨時財政対策債につきましては、一応決まりとして10年ごとに利率を見直しするというところで、ここ最近、毎年のようにこの時期に利率見直しを受けて調整しているような形であります。

町債の返還につきましては元利均等払いということになっておりますので、利息のほうが上がれば、当然それに伴って元金のほうが増えると、支払いトータルとしては当然下がってくる話になるんですが、そういったことで長期債元金のほうもこちらは一応令和5年度分の話でありますけれども、20万円が増えたということでございます。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

まだ続けます。

11番 近澤チヅル議員

1回だけでしたし。

入江康仁議長

いやいや、手を挙げなかったから。

11番 近澤チヅル議員

いやいや。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

台風のところの、まだ答えは私どの課って言わなかったんですけども、そのところの

お答えがまだないので2回目は手を挙げずにおりました。

台風7号による修繕ですね。

入江康仁議長

誰が答えるの。

中場副町長。

中場幹副町長

私のほうから少しご説明をさせていただきます。

台風第7号の関係が議員おっしゃったように8月15日、16日あたりだったと思います。

それで緊急の修繕につきましては、各課の既存の予算で先にさせていただいているものもたくさんございます。

ただ中には、補助事業として台風7号の分をお支払いする部分につきましては、実際に団
体で修繕等はやっていただいているんですけども、役場からの支払いにつきましては、議
会の議決をいただいてから支払うということで進めさせていただきたいというふうに考えて
ございます。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

台風のところはよく分かりました。

中里の排水機場なんですけれども、県のほうからあれもあって、1億円プラスされたとい
うことなんですけれども、古いもので当初にはなかったもので、これも台風なんかも影響した
のかどうか、急に1億円事業をやろうという話ではないと思いますので、もう少し詳しい説
明をお願いしたいのと、老朽化のところで堤防、議案のところで減額も令和4年度の精査で
あって、今度、道路を令和5年度に早くしたいということ、仮設道路の撤去、それは5年度
に早くしたいということは6年に予定していたものだと、だから5年にしたいという説明だ
ったと思うんですけれども、工期の関係もございますし、矢口ノリ業者その他、もう少し詳
しく説明をお願いしたいと思います。

以上です。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

それでは、まず初めに中里の排水機場につきましては、この8月の台風による影響で修繕とか更新をするものではございません。

紀北町では6排水機場がございますが、出垣内も県営で更新、修繕を行っておりまして、現在、相賀排水機場と山本と実施しております。

そういう中で優先順位をつけまして排水機場の整備を考えている中で、県営事業での補助事業での対応を県からも相談されまして、今回整備することになりました。それともう一つ、矢口の工事につきましては、補正で今回、仮設道路の土砂撤去を補正要求しておりますが、令和4年度の事業で実施する予定でありましたが、護岸工とかそういった仮設道路を撤去する前の工事内容が令和4年度で増えたために、令和4年度で実施を予定していた仮設道路の撤去ができなくなったために、令和5年度の今回の12月補正で仮設道路の撤去工事の内容を追加する予算をお願いするものでございます。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

矢口の堤防のところはよく分かりました。

そして、中里の排水機場なんですけど、早く修理するということは大変いいことだと認識しました。

予定、3月までには出来上がらないと思いますけれども、工期はどのような予定でしょうか、最後にお尋ねいたします。すぐできるんですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この農地防災事業ということなんですけど、これ、三重県が今、県単でやっていただいている、私、よく、湛水防除事業ではできなくなっていますとか、そういう話ししてずっと、この相賀の排水機場も、汐ノ津呂の排水機場も含めて、老朽化のことを県に訴えてきました。ずっと訴え続けてきて、この県単の事業が今まで採択されないというか、お願いしてもなかったんです。

それが5年だったか、4年かな、4年からあの緊急自償も出てまいりました。県もそういう

排水機場に対する４億円の上限がなくなったわけなんですよね。

そういう財源が県も一定できて、それから、出垣内、相賀、山本、中里とそれでできれば、その後も農地の排水機場をお願いしますということで、県にずっとお願いしてまいりまして、それを、県のほうがその緊自債とか財源ができたことによってこうやって続けていただいておりますので、我々としては老朽化したものを新しいものに変えていただきたいということで、その結果、こういう事業を県が取り組んでいただいている、そのような状況でございます。

あとの分は課長のほうから。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

中里の排水機場の実際の工事期間なんですけども、台風等のそういう災害が終わった渇水期、11月ぐらいから工事を実施したいとは考えております。

そのために今回12月補正でお願いするんですけども、繰越しも視野に入れまして実施をすることになろうかなと思います。

以上です。

入江康仁議長

次に質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第20

入江康仁議長

次に、日程第20 議案第53号 令和５年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第21

入江康仁議長

次に、日程第21 議案第54号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第22

入江康仁議長

次に、日程第22 議案第55号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第23

入江康仁議長

次に、日程第23 議案第56号 令和5年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、各議案に対する質疑を終了します。

以上で、今回提案されました事件についての質疑は全て終了いたしました。

日程第24及び日程第25

入江康仁議長

続きまして、報告案件に入ります。

お諮りします。

日程第24 報告第4号及び日程第25 報告第5号の2件の報告案件については、提案者から一括して説明を求めることにしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、報告2件については一括して説明を求めることにいたします。

それでは、提案者から説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

引き続きまして、2件の報告案件についてご説明を申し上げます。

報告第4号 専決処分の報告についてであります。令和5年8月15日午前8時、町営住

宅あけぼの団地A棟駐車場内におきまして、紀北町が管理する町営住宅の倉庫の扉が台風第7号による暴風で飛び、駐車していた車の運転席側ドア及びフロントガラスに接触し、相手方に損害を与えました。

本件につきまして、本年10月2日、損害賠償額を70万9,688円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第5号 専決処分の報告についてであります。令和5年8月12日午後3時20分頃、職員が公務中に、町内の医院駐車場で後退していたところ、公用車の左側側面と、同じく後退していた相手方車両の右側後部が接触し、相手に損害を与える事故が発生いたしました。

本件につきましては、本年10月16日、損害賠償額を7万5,500円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上2件ご報告をいたします。

公用車の事故につきましては、今後このような事故が発生しないように、引き続き事故防止のための対策を徹底してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で、報告に対する説明を終わります。

本件は地方自治法第180条の規定により、議会の委任による専決処分であることから、質疑を行わないとされていますが、ただいまの説明においての内容等に不明確な点があれば再度説明を求めるということで、発言を許したいと思います。

日程第24

入江康仁議長

まず、日程第24 報告第4号について、発言される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で発言を打ち切ります。

日程第25

入江康仁議長

次に、日程第25 報告第5号について、発言される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で発言を打ち切ります。

これで2件の報告については聞きおくことにいたします。

入江康仁議長

ここで、追加議案を提出するため、この場で暫時休憩といたします。

（午後 2時 16分）

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2時 18分）

日程の追加

入江康仁議長

お諮りします。

ただいま、お手元に配付いたしました追加日程第1から日程第3までを日程に追加し、追加日程として直ちに議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、これら３件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第１～追加日程第３

入江康仁議長

追加日程第１ 発議第７号 三重紀北消防組合議会議員の選挙、追加日程第２ 発議第８号 紀北広域連合議会議員の選挙、追加日程第３ 発議第９号 荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙の３件については、会議規則第３７条の規定により一括議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第１１８条第２項の規定により、それぞれ組合等議会議員については指名推選の方法により行いたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは指名をいたします。

三重紀北消防組合議会議員に大西瑞香議員、紀北広域連合議会議員に大西瑞香議員と樋口

泰生議員の２人、また、荷坂やすらぎ苑組合議会議員に樋口泰生議員をそれぞれ指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました被選挙人をそれぞれ組合等議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました被選挙人が、それぞれの組合等議会議員に当選されました。

当選されました議員全員が議場におられますので、会議規則第33条第２項の規定により当選の告知をいたします。

入江康仁議長

ここで委員会付託表を配付するため、この場で暫時休憩いたします。

委員会付託表、配付お願いします。

（午後 ２時 20分）

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 ２時 22分）

委員会付託

入江康仁議長

配付漏れはありませんか。ありませんね。

お諮りします。

本日議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、各委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各委員会に付託することに決定いたしました。

入江康仁議長

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、付託案件の審査については、総務産業常任委員会が明日6日水曜日、教育民生常任委員会が7日木曜日の開催ということであります。

開催時間はいずれも午前9時30分からの開催となります。

委員会の運営については、各委員長において取り計らいくださりますようお願い申し上げます。

入江康仁議長

本日はこれで散会いたします。

どうも長時間ご苦労さんでございました。

(午後 2時 22分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 6 年 3 月 14 日

紀北町議会議長 入江 康仁

紀北町議会議員 岡村 哲雄

紀北町議会議員 大西 瑞香